

○名古屋市事務分掌条例施行細則

平成12年3月17日

規則第8号

注 令和2年1月から改正経過を注記した。

名古屋市分課条例施行細則（昭和32年名古屋市規則第39号）の全部を改正する。

第1条 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第2条の規定に基づき、
次のように内部組織を設ける。

防災危機管理局

総務課

防災企画課

想定最大規模災害対策推進課

危機対策課

地域防災課

市長室

秘書課

広報課

総務局

総務課

行政DX推進部

行政改革推進課

法制課

デジタル改革推進課

職員部

人事課

コンプライアンス推進課

給与課

安全衛生課

企画部

企画課

大都市・広域行政推進課

統計課

総合調整部

総合調整課

空港対策課

アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課

市立大学部

市立大学課

財政局

総務課

財政部

財政課

資金課

財産管理課

資産経営課

契約部

契約監理課

契約課

税務部

税制課

税務システム推進課

市民税課

固定資産税課

収納対策課

スポーツ市民局

総務課

地域振興部

区政課

地域振興課

住民課

人権施策推進部

人権施策推進課

市民生活部

地域安全推進課

広聴課

市政情報課

消費生活課

男女平等参画推進課

スポーツ推進部

スポーツ振興課

スポーツ施設課

スポーツ戦略課

経済局

総務課

産業労働部

産業企画課

労働企画課

中小企業振興課

商業・流通部

地域商業課

市場流通課

イノベーション推進部

次世代産業振興課

スタートアップ支援課

産業立地交流課

観光文化交流局

総務課

観光交流部

観光推進課

国際交流課

MICE推進課

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

歴史まちづくり推進課

環境局

総務課

職員課

環境企画部

環境企画課

脱炭素社会推進課

地域環境対策部

地域環境対策課

大気環境対策課

公害保健課

資源循環部

資源循環企画課

資源循環推進課

事業部

作業課

廃棄物指導課

施設部

施設課

工場課

健康福祉局

総務課

職員課

監査課

地域共生推進部

地域共生推進課

高齢福祉部

高齢福祉課

介護保険課

障害福祉部

障害企画課

障害者支援課
生活福祉部
保護課
保険年金課
医療福祉課
健康部
保健医療課
感染症対策課
健康増進課
医療連携推進課
生活衛生部
環境業務課
食品衛生課
子ども青少年局
総務課
企画経理課
子育て支援部
子育て支援課
子ども福祉課
保育部
幼保企画課
保育運営課
子ども未来企画部
子ども未来企画課
青少年家庭課
放課後事業推進課
住宅都市局
総務課
企画経理課
監理指導課
都市計画部

都市計画課
街路計画課
ウォーカブル・景観推進課
交通企画・モビリティ都市推進課
交通事業推進課
営繕部
企画保全課
営繕課
住宅・教育施設課
設備課
建築指導部
建築指導課
開発指導課
建築審査課
建築安全推進課
住宅部
住宅企画課
住宅整備課
住宅管理課
市街地整備部
市街地整備課
名古屋競馬場跡地開発推進課
耐震化支援課
まちづくり企画部
まちづくり企画課
名港開発振興課
都心まちづくり部
都心まちづくり課
リニア関連・名駅周辺開発推進課
名駅ターミナル整備課
緑政土木局

総務課
企画経理課
技術指導課
路政部
道路管理課
用地管理課
自転車利用課
道路利活用課
測量調査課

道路部
道路建設課
橋梁施設課
道路維持課
用地補償課

河川部
河川管理課
河川計画課
河川工務課

農政部
都市農業課

緑地部
緑地管理課
緑地利活用課
緑地維持課
緑地事業課

(令 2 規則49・令 2 規則128・令 3 規則41・令 4 規則38・令 4 規則84・令 5 規則
37・令 6 規則 1・令 6 規則47・令 7 規則38・一部改正)

第 2 条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理局
総務課

(1) 局内の人事及び予算決算に関すること。

(2) 局内重要事項の総合調整に関すること。

(3) 局内他課の主管に属しないこと。

防災企画課

(1) 防災に係る企画及び総合調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課及び危機対策課の主管に属するものを除く。）。

(2) 職員及び市民の防災意識の普及啓発に関すること。

(3) 災害救助に係る総合調整に関すること。

(4) 防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課の主管に属するものを除く。）。

(5) 防災会議に関すること。

(6) 国土強靱化地域計画に関すること。

(7) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策課の主管に属するものを除く。）。

(8) 地域防災計画に関すること。

(9) 防災拠点の整備に係る調整に関すること。

(10) その他市有施設等の整備（防災に係るものに限る。）に係る総合調整に関すること。

想定最大規模災害対策推進課

(1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(3) 想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関すること。

(4) 想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関すること。

危機対策課

(1) 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 災害対策本部等の運営の総括に関すること（地域防災課の主管に属するものを除く。）。

(3) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。

(4) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。

(5) 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関すること。

(6) 危機管理に係る情報システムの企画、開発及び調整に関すること。

(7) 防災通信施設の整備及び保守管理に関すること。

- (8) 防災通信に関すること。
- (9) 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。(他課の主管に属するものを除く。)
- (10) 危機管理関係機関及び団体との連絡調整に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- (11) 国民保護に係る企画及び総合調整に関すること。
- (12) 国民保護関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

地域防災課

- (1) 地域防災に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域防災に係る住民の支援に関すること。
- (3) 災害対策委員に関すること。

市長室

秘書課

- (1) 室内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 室内他課の主管に属しないこと。

広報課

- (1) 広報の企画及び調整に関すること。
- (2) 出版物、テレビ及びラジオによる広報に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。

総務局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 議会に関すること。
- (4) 監査委員、人事委員会及び選挙管理委員会との連絡に関すること。
- (5) 市庁舎その他局所管公有財産の管理に関すること。
- (6) 特別職報酬等審議会に関すること(給与課の主管に属するものを除く。)
- (7) 東京事務所に関すること。
- (8) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

行政DX推進部

行政改革推進課

- (1) 行財政改革の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。
- (3) 外郭団体の指導調整の総括に関すること。
- (4) 行政評価の企画及び総括に関すること。
- (5) 行政組織に関すること。
- (6) 職員の定員管理に関すること。
- (7) 部内他課公所の主管に属しないこと。

法制課

- (1) 文書の収受及び発送並びに行政文書の保存に関すること。
- (2) 文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 公告式、庁中令達及び市公報に関すること。
- (5) 法制度の調査研究に関すること。
- (6) 法規文書の審査に関すること。
- (7) 訴訟、調停等の総括に関すること。
- (8) 行政不服審査会に関すること。
- (9) 不服申立てに関する事務の調整に関すること。
- (10) 行政手続に関する事務の調整に関すること。
- (11) 職員の損害賠償責任に関すること。
- (12) 市政資料館に関すること。

デジタル改革推進課

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) DXの推進に関すること。
- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。
- (5) 行政情報ネットワークの管理及び活用に関すること。
- (6) 基盤システムの運用、管理及び調整に関すること。

職員部

人事課

- (1) 職員の進退、服務、賞罰その他身分に関すること。
- (2) 職員の選考、考課及び適性観察に関すること。
- (3) 人事制度の調査研究に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 職員の採用計画に関すること。
- (5) 中高年職員の能力開発に関すること。
- (6) 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
- (7) 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (8) 市民サービス改善及び業務改善に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属しないこと。

コンプライアンス推進課

- (1) 内部統制の総括に関すること。
- (2) 職員の倫理の保持の総括に関すること。
- (3) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 職員倫理審査会に関すること。
- (6) 行政監理委員会に関すること。
- (7) 監理主幹及び監理主査に関すること。

給与課

- (1) 人事給与制度の調査企画に関すること。
- (2) 職員の給与計画に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 特別職報酬等審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。
- (5) 非常勤の職員に係る制度の総括に関すること。

安全衛生課

- (1) 職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 職員の福利厚生制度に関すること。
- (3) 職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 職員傷病審議会に関すること。
- (5) 地方公務員災害補償基金名古屋市支部に関すること。
- (6) 名古屋市職員互助会及び名古屋市職員共済組合に関すること。

企画部

企画課

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 局長の指定する重要事項の調査研究及び企画に関すること。
- (3) 国土計画に係る連絡調整に関すること。
- (4) 中部圏開発整備に関すること。
- (5) 東海各県との連絡調整に関すること。
- (6) SDGsの推進に係る調整に関すること。
- (7) 水に係る施策の調整に関すること。
- (8) シティプロモーションの推進に関すること。
- (9) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 部内他課の主管に属しないこと。

大都市・広域行政推進課

- (1) 指定都市市長会及び全国市長会に関すること。
- (2) 大都市制度の調査研究に関すること。
- (3) 地方分権の推進に係る調整に関すること。
- (4) 廃置分合に関すること。
- (5) 近隣市町村との連携の推進に関すること。

統計課

- (1) 統計調査の実施に関すること。
- (2) 統計解析に関すること。
- (3) 統計調査事務の連絡調整に関すること。
- (4) 統計情報の収集、整備及び利活用に関すること。
- (5) 統計刊行物の編集及び発行に関すること。

総合調整部

総合調整課

- (1) 重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
- (3) 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 大学等と連携した政策の推進に関すること。
- (5) その他特命事項の処理に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

空港対策課

- (1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空港対策課の項において「中部国際空港等」という。）に関すること。
- (2) 中部国際空港等のアクセスの検討に関すること。
- (3) その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に関すること。

アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。
- (4) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。
- (6) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に関すること。
- (7) その他アジア・アジアパラ競技大会に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

市立大学部

市立大学課

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関すること。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関すること。

財政局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

財政部

財政課

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 予算執行の監理に関すること。
- (3) 財政事情及び公営企業の業務状況の公表に関すること。
- (4) 歳入の決算説明の総括に関すること。
- (5) 財政計画、財政調査その他財政に関すること。

(6) 地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関すること。

(7) 部内他課の主管に属しないこと。

資金課

(1) 資金計画に関すること。

(2) 市債及び一時借入金に関すること。

(3) 当せん金付証票の発売に関すること。

(4) 基金（名古屋市土地基金及び名古屋市美術品等取得基金を除く。）に関すること。

(5) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関すること。

(6) 競輪及び地方競馬に関すること。

(7) 名古屋競輪組合及び愛知県競馬組合に関すること。

財産管理課

(1) 公有財産の総括に関すること。

(2) 普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の管理及び処分に関すること。

(3) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）、処分及び評価に関すること。

(4) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関すること。

(5) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関すること。

(6) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関すること。

(7) 名古屋市土地基金の管理に関すること。

(8) 財産の損害保険に関すること。

資産経営課

(1) アセットマネジメントの推進に関すること。

(2) 公有財産の活用に関すること。

契約部

契約監理課

(1) 契約事務の総合調整に関すること。

(2) 契約事務の改善に関すること。

(3) 公正な入札の確保に係る対策に関すること。

(4) 入札監視等委員会に関すること。

- (5) 競争入札参加資格に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

契約課

- (1) 工事の請負の契約に関すること。
- (2) 業務の委託の契約に関すること。
- (3) 物品の契約に関すること。

税務部

税制課

- (1) 税務行政の運営の企画立案に関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 税制度及び税収入の調査に関すること。
- (3) 地方譲与税及び交付金（交通安全対策特別交付金を除く。）に関すること。
- (4) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (5) 税務に係る研修の総合的な企画及び実施に関すること。
- (6) 部に属する職員の服務及び証票に関すること。
- (7) 市税事務所の運営に係る企画及び連絡調整その他市税事務所に関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 収納管理・特別徴収事務センターに関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 定額減税補足給付金の支給に係る調整に関すること。
- (10) 市税事務所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

税務システム推進課

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 税務総合情報システムの運用及び管理に関すること。
- (3) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

市民税課

- (1) 市民税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）、軽自動車税の種別割及び事業所税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関すること。
- (2) 軽自動車税の環境性能割に関すること。
- (3) 市たばこ税の賦課に関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産の評価要領の作成に関すること。
- (2) 固定資産の評価事務の指導に関すること。
- (3) 特定固定資産の調査及び評価に関すること。
- (4) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関すること。
- (5) 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関すること。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

収納対策課

- (1) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。以下収納対策課の項において同じ。）の収納対策に係る総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 市税の徴収事務に係る企画及び指導並びに改善に関すること。
- (3) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

スポーツ市民局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

地域振興部

区政課

- (1) 市区の区域及び市区の連絡調整に関すること。
- (2) 区政運営の総括に関すること。
- (3) 区役所改革に関すること。
- (4) 区役所の組織及び定員の調整並びに庁舎営繕に関すること。
- (5) 部内他課公所の主管に属しないこと。

地域振興課

- (1) 地域振興の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 地域振興に係る市区の連絡調整に関すること。
- (3) コミュニティ施策の推進に関すること。
- (4) 地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 区政協力委員に関すること。
- (6) 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。
- (8) 町を美しくする運動に関すること。
- (9) 市民活動推進センターに関すること。
- (10) 地区会館及びコミュニティセンター等に関すること。

住民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳事務の調整に関すること。
- (2) 印鑑の登録及び証明事務その他の区役所事務の調整に関すること。
- (3) 町名町界及び住居表示制度に関すること。
- (4) 町名、町界審議会に関すること。

人権施策推進部

人権施策推進課

- (1) 人権施策の推進に係る総合的企画及び調査研究に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 人権擁護委員に関すること。
- (4) 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関すること。
- (5) 同和問題の解決に向けた施策の推進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (7) なごや人権啓発センターに関すること。
- (8) 文化センターに関すること。

市民生活部

地域安全推進課

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関すること。
- (5) 暴力団の排除の推進に関すること。
- (6) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。
- (7) 交通安全対策会議に関すること。
- (8) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。

- (9) 部内他課の主管に属しないこと。

広聴課

- (1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。
- (3) 市民相談に関すること。
- (4) コールセンターに関すること。
- (5) 調査広聴に関すること。
- (6) 集会広聴に関すること。

市政情報課

- (1) 市政情報の提供に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 個人情報保護に関すること。
- (4) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

消費生活課

- (1) 消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 消費生活の安定及び向上に関すること。
- (3) 物価の安定に関すること。
- (4) 消費者団体に関すること。
- (5) 消費生活の向上のための指導及び啓発に関すること。
- (6) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (7) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (8) 相談及び苦情に係る事業者の指導に関すること。
- (9) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。
- (10) 消費生活審議会に関すること。
- (11) 消費生活センターに関すること。

男女平等参画推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る諸施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 男女平等参画苦情処理委員に関すること。
- (3) 男女平等参画審議会に関すること。
- (4) 男女平等参画推進センターに関すること。

- (5) その他男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に関する事（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

スポーツ推進部

スポーツ振興課

- (1) スポーツ（障害者スポーツを含む。以下スポーツ振興課の項において同じ。）の普及及び振興に関する事。
- (2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関する事。
- (3) 中学校施設のスポーツ開放に関する事。
- (4) スポーツ推進審議会に関する事。
- (5) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関する事。
- (6) スポーツ推進委員に関する事。
- (7) 障害者スポーツセンターに関する事。
- (8) 障害者スポーツセンター運営審議会に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属しない事。

スポーツ施設課

- (1) 体育館その他のスポーツ施設（スポーツ振興課及びスポーツ戦略課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 瑞穂公園の整備及び管理に関する事。

スポーツ戦略課

- (1) スポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) スポーツを活かした都市ブランドの向上に関する事。
- (3) スポーツプロモーションの推進に関する事。
- (4) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事。
- (5) 一般社団法人名古屋スポーツコミッションに関する事。

経済局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関する事。
- (2) 局内他部課公所の主管に属しない事。

産業労働部

産業企画課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関する事。

- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関する事。
- (3) 産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 産業経済活動の調査研究に関する事。
- (5) クリエイティブ産業の振興に関する事。
- (6) 産業デザインの振興に関する事。
- (7) 計量に関する事。
- (8) 中小企業振興会館に関する事。
- (9) 公益財団法人名古屋産業振興公社に関する事。
- (10) 部内他課の主管に属しない事。

労働企画課

- (1) 就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (3) 就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関する事。
- (5) 労働関係資料に関する事。

中小企業振興課

- (1) 中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 中小企業の経営相談に関する事。
- (3) 中小企業に係る情報の提供に関する事。
- (4) 中小企業の経営改善の推進に関する事。
- (5) 創業支援に関する事（スタートアップ支援課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 中小企業団体等に関する事。
- (7) 中小企業に対する資金の融資に関する事。
- (8) 中小企業金融の相談に関する事。
- (9) 公益財団法人名古屋市中企業共済会、名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市中規模事業金融公社に関する事。

商業・流通部

地域商業課

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関する事。
- (2) 地域商業関係団体等に関する事。
- (3) 大規模小売店舗の立地に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地審議会に関する事。
- (5) 部内他課公所の主管に属しない事。

市場流通課

- (1) 中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関する事。
- (2) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関する事。
- (3) 中央卸売市場に関する事。

イノベーション推進部

次世代産業振興課

- (1) 次世代産業の振興及び調査研究に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 産学官連携による研究開発の推進に関する事。
- (4) 企業の先進技術の活用に係る支援に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (5) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関する事。
- (6) サイエンスパークの用地及び施設に関する事。
- (7) 工業研究所に関する事。
- (8) 部内他課の主管に属しない事。

スタートアップ支援課

- (1) スタートアップの振興に関する事。
- (2) スタートアップ支援機関等との連携に関する事。
- (3) 起業家人材の育成に関する事。

産業立地交流課

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 企業誘致の促進に関する事。
- (3) 産業交流の促進に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。

- (4) 海外の経済情報の収集に関すること。

観光文化交流局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

観光交流部

観光推進課

- (1) 観光の推進及び都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること
(部内他課の主管に属するものを除く。)
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。
- (4) 観光施設に関すること。
- (5) 名古屋城総合事務所に関すること。
- (6) 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローに関すること。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

国際交流課

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 公館の管理運営に関すること。
- (4) 名古屋国際センターに関すること。
- (5) 公益財団法人名古屋国際センターに関すること。

MICE推進課

- (1) 企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベンション、見本市及び展示会、イベントその他の国内外の交流を促進するビジネスイベント等の誘致及び調整に関すること。
- (2) 国際展示場及び国際会議場に関すること。

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

- (1) 文化行政に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 市民文化の振興に関すること。

- (3) 文化事業の実施に関する事。
- (4) 文化小劇場その他文化施設の整備に関する事。
- (5) 公会堂、市民会館、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、演劇練習館、音楽プラザ、市民ギャラリー、短歌会館、東山荘、名古屋能楽堂及び市民休暇村に関する事。
- (6) 公益財団法人名古屋市文化振興事業団、公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団及び公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社に関する事。
- (7) 部内他課の主管に属しない事。
歴史まちづくり推進課
 - (1) 歴史的建造物の保存活用に関する事。
 - (2) 歴史的な資産を活用したまちづくり及び都市魅力の向上に係る施策の推進に関する事。
 - (3) 町並み保存に関する事。
 - (4) 伝統的建造物群保存地区に関する事。
 - (5) 文化のみちの推進に関する事。

環境局

総務課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関する事。
- (2) 局内の予算決算に関する事。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しない事。

職員課

- (1) 局内の人事に関する事。
- (2) 局内職員の福利厚生に関する事。

環境企画部

環境企画課

- (1) 環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関する事（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 環境基本計画並びに水の環境2050なごや戦略、低炭素都市2050なごや戦略及び生物多様性2050なごや戦略の推進に関する事。
- (3) 環境保全に係る活動の推進に関する事（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。

- (4) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関する事。
- (5) 生物多様性に係る施策の推進に関する事。
- (6) 環境保全業務に係る保健福祉センターとの連絡調整に関する事。
- (7) 環境保全に係る国際的な連携に関する事。
- (8) 環境審議会及び地域環境審議会に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属しない事。

脱炭素社会推進課

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進に関する事。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けた市民活動の推進及び事業活動の促進に関する事。
- (4) 環境行動計画に関する事。
- (5) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企画及び調整に関する事。
- (6) 地域脱炭素施策の推進に関する事。

地域環境対策部

地域環境対策課

- (1) 公害の防止その他の環境対策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等の防止に関する事。
- (3) 環境保全上健全な水循環の確保に関する事。
- (4) 有害化学物質による環境汚染の防止に関する事。
- (5) 環境影響評価制度の実施に関する事。
- (6) 環境影響評価審査会に関する事。
- (7) 環境科学調査センターに関する事。
- (8) 部内他課公所の主管に属しない事。

大気環境対策課

- (1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関する事。
- (2) 次世代自動車の普及促進に関する事。
- (3) 環境保全・省エネルギー設備資金の融資に関する事。

公害保健課

- (1) 公害の人体に及ぼす影響の調査企画に関する事。
- (2) 公害に係る健康被害の救済に関する事。
- (3) その他公害保健に関する事。

- (4) 公害健康被害認定審査会に関する事。

資源循環部

資源循環企画課

- (1) 循環型社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理計画の推進に関する事。
- (3) 循環型社会の実現に向けた自主的な活動の支援に関する事。
- (4) 循環型社会の実現に向けた普及啓発に関する事。
- (5) プラスチック資源循環の推進に係る企画及び調整に関する事。
- (6) 部内他課の主管に属しない事。

資源循環推進課

- (1) 事業系ごみの資源循環及び適正処理に関する事。
- (2) 食品ロスの削減及び生ごみ資源化の推進に関する事。
- (3) 行政回収による資源循環推進に関する事。

事業部

作業課

- (1) ごみ及びし尿の収集、運搬、処理及び処分計画並びに指導に関する事。
- (2) 大掃除に関する事。
- (3) 廃棄物処理手数料等の徴収に関する事。
- (4) 作業用自動車に関する事。
- (5) ごみの散乱防止に関する事。
- (6) 路上禁煙に関する事。
- (7) ごみの排出指導に関する事（資源循環推進課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関する事。
- (9) 保健環境委員に関する事（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (10) 環境事業所に関する事。
- (11) 部内他課公所の主管に属しない事。

廃棄物指導課

- (1) 事業者の行う産業廃棄物の処理についての指導監督に関する事。
- (2) 廃棄物処理業に係る許可及び指導監督に関する事。
- (3) 廃棄物の処理施設（浄化槽を除く。）に係る許可及び指導監督に関する事。
- (4) 産業廃棄物の調査に関する事。

施設部

施設課

- (1) 局所管施設（ごみ中間処理施設を除く。）に関する事。
- (2) 局事業用地の取得及び処分場の確保に関する事。
- (3) 処分場に関する事。
- (4) 部内他課公所の主管に属しない事。

工場課

- (1) ごみ中間処理施設に関する事。
- (2) 環境局工場に関する事。

健康福祉局

総務課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関する事。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関する事。
- (3) 局内の予算決算に関する事。
- (4) 局内他部課公所の主管に属しない事。

職員課

- (1) 局内の人事に関する事。
- (2) 局内職員の福利厚生に関する事。

監査課

- (1) 社会福祉法人の指導監査に関する事（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に関する事（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関する事。
- (4) 局所管事業の調査統計の企画及び調整に関する事（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 局所管の災害対策に関する事。
- (6) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。
- (7) 社会福祉審議会に関する事。
- (8) 福祉総合情報システムの運用及び管理に関する事。
- (9) 福祉総合情報システムの標準化に関する事。

(10) DXの推進に関すること。

地域共生推進部

地域共生推進課

- (1) 地域共生の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- (5) 低所得世帯に対する給付金に関すること。
- (6) 孤独・孤立対策の推進に関すること。
- (7) ひきこもりの支援に関すること。
- (8) バリアフリーの推進及び整備に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 福祉都市環境整備に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (11) 民生委員推薦会に関すること。
- (12) 総合社会福祉会館に関すること。
- (13) 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に関すること。

高齢福祉部

高齢福祉課

- (1) 高齢者施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 高齢者施策に係る計画の総括に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 高齢者の就業機会の開発に関すること。
- (5) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 高齢者虐待の防止及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 地域包括支援センターに関すること。
- (9) 介護予防の推進に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 福祉会館及び老人いこいの家に関すること。
- (11) 休養温泉ホーム、鯉城学園及び高齢者就業支援センターに関すること。

(12) 公益社団法人名古屋市シルバー人材センターに関すること。

(13) 部内他課公所の主管に属しないこと。

介護保険課

(1) 介護保険に係る予算及び決算の手續に関すること。

(2) 介護保険の趣旨普及に関すること。

(3) 介護保険事業計画に関すること。

(4) 介護保険事業の運営に関すること。

(5) 介護認定審査会に関すること。

(6) 高齢者に係る福祉施設に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。

(7) 介護保険法により指定する事業者（高齢福祉課の主管に属するものを除く。） 、介護保険施設及び指定特別給付事業者に関すること。

(8) 介護支援専門員の指導監督に関すること。

(9) 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者に対する検査及び指導助言に関すること。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

(11) 厚生院に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。

(12) 有料老人ホームに関すること。

障害福祉部

障害企画課

(1) 障害者施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。

(3) 障害者の福祉に関すること。

(4) 難病対策に関すること（局内他部課公所及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

(5) 障害者に対する理解の促進に関すること。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(7) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。

(8) 特別児童扶養手当に関すること。

(9) 心身障害者扶養共済事業に関すること。

(10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。

(11) 障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関すること。

(12) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

- (13) 障害者施策推進協議会に関する事。
- (14) 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所に関する事。
- (15) 精神保健福祉センターに関する事。
- (16) 総合リハビリテーションセンターに関する事。
- (17) 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団に関する事。
- (18) 部内他課公所の主管に属しない事。

障害者支援課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに関する事。
- (2) 障害者の就労支援に関する事。
- (3) 地域生活支援事業に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者に係る施設に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 障害支援区分認定等審査会に関する事。
- (6) 指定障害児相談支援事業者の指定に関する事。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (3) 住居のない者の援護に関する事。
- (4) 保護施設に関する事。
- (5) 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。
- (6) 部内他課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金に係る予算及び決算の手續に関する事。
- (2) 国民健康保険及び国民年金の趣旨普及に関する事。
- (3) 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事。
- (4) 国民健康保険事業の運営に関する事。
- (5) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事。
- (6) 保険年金システムの再構築に関する事。

医療福祉課

- (1) 後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整に関する事。

- (2) 後期高齢者医療の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者医療費の助成に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (4) ひとり親家庭等医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 子ども医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

健康部

保健医療課

- (1) 救急医療その他地域医療に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 医師、看護師その他医療関係職員の充足対策に関すること。
- (3) 保健環境委員に関すること。
- (4) 公衆衛生情報に関すること。
- (5) 陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に関すること。
- (6) 衛生研究所に関すること。
- (7) 局長の指定する厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 局長の指定する健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (9) 局長の指定する災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。
- (10) 部内他課公所の主管に属しないこと。

感染症対策課

- (1) 局長の指定する感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
- (3) 局長の指定する新興再興感染症対応力の強化に係る調整に関すること。

健康増進課

- (1) 健康の増進の推進に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 成人保健対策の総合的な企画及び関係機関との調整に関すること。
- (4) 成人保健対策事業の施行に関すること。
- (5) 局長の指定する公衆衛生看護に関すること。
- (6) 局長の指定する精神保健に関すること。

- (7) 自殺対策に関すること。
- (8) ひきこもりの支援に係る連絡調整に関すること（地域共生推進課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 局長の指定する食品表示に関すること（食品衛生課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 精神保健福祉審議会に関すること。
- (11) クオリティライフ21城北の連絡調整に関すること。
- (12) 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団に関すること。

医療連携推進課

- (1) 医療連携の推進に関すること。
- (2) 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。
- (3) 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

生活衛生部

環境薬務課

- (1) 斎場の整備に関すること。
- (2) 献血の推進に関すること。
- (3) 局長の指定する環境薬務に関すること。
- (4) 八事霊園・斎場管理事務所に関すること。
- (5) 第二斎場及び南陽交流プラザに関すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

食品衛生課

- (1) 局長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (2) 食鳥肉等の衛生に関すること。
- (3) と畜場に関すること。
- (4) 動物の愛護に関すること。
- (5) 食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関すること。

子ども青少年局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 局長の指定する業務の改善に関すること。
- (4) 社会福祉法人（健康福祉局の主管に属するものを除く。）及び児童福祉施設の指導

監査に関すること。

- (5) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 次世代育成支援施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること（子ども未来企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 次世代育成支援に係る計画の総括に関すること。
- (3) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (4) 局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること。
- (5) 局内の予算決算に関すること。
- (6) 局所管財産の管理の調整に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

- (1) 子育て支援事業に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域の子育て支援ネットワークに関すること。
- (3) 児童委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (4) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成の企画及び調整に関すること。
- (5) 母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援センターに関すること。
- (7) 部内他課公所の主管に属しないこと。

子ども福祉課

- (1) 児童福祉に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他児童虐待対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助の総括並びに企画に関すること。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談その他の援助に関すること。
- (7) 障害児の療育等に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (8) 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
- (9) 障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。

- (10) 発達障害児者の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (13) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
- (14) 児童福祉センター、地域療育センター、西部児童相談所、東部児童相談所、児童福祉施設及び女性自立支援施設に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

保育部

幼保企画課

- (1) 保育施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度に係る企画及び調整に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の整備の計画及び手続に関すること。
- (4) 待機児童対策に関すること（放課後事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
- (7) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。
- (9) 特定保育所における保育を行うことに係る保育費用の徴収に関する企画及び指導に関すること。
- (10) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る滞納処分に関すること。
- (11) 私立学校に関すること（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関することに限る。）。
- (12) 部内他課公所の主管に属しないこと。

保育運営課

- (1) 市立の保育所の運営に関すること。

- (2) 市立の保育所の民間移管に関する事。
- (3) 市立の保育所の改修等に関する事。
- (4) 障害児保育指導委員会に関する事（幼保企画課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 医療的ケア児の支援に関する事（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）、特定地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関する事。
- (7) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の保育等の指導に関する事。
- (8) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関する事。
- (9) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の職員等の研修に関する事。

子ども未来企画部

子ども未来企画課

- (1) 子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関する事（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関する事。
- (3) 児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関する事。
- (4) 児童扶養手当に関する事。
- (5) 児童福祉システムの標準化に関する事。
- (6) 部内他課公所の主管に属しない事。

青少年家庭課

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 青少年の社会参画の推進に関する事。
- (3) 青少年の保護育成の推進に関する事。
- (4) 児童の健全育成に関する事。
- (5) 児童厚生施設に関する事。
- (6) 青少年交流プラザに関する事。
- (7) その他青少年の自立支援及び育成に関する事。

放課後事業推進課

- (1) 放課後施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
- (3) トワイライトルームに関すること。
- (4) トワイライトスクールに関すること。
- (5) 留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。

住宅都市局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 業務委託等の契約に関すること。
- (4) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (3) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。
- (4) 局内の予算決算に関すること。

監理指導課

- (1) 局長の指定する設計、調査等の委託及び工事に係る検査に関すること。
- (2) 設計及び工事に係る総括的監理及び審査指導に関すること。
- (3) 設計及び工事に係る契約事務の監理指導に関すること。
- (4) 工事に係るコスト管理に関すること。
- (5) 工事に係る技術上の調査、指導及び統計に関すること。
- (6) 工事に係る技術上の処理基準及び積算基準に関すること。
- (7) 設計、調査等の委託及び工事に係る電算システムの管理に関すること。

都市計画部

都市計画課

- (1) 都市計画区域、都市計画及び市街地復興計画に関すること。
- (2) 公有地等の利用計画の調整に関すること。
- (3) 都市計画審議会に関すること。
- (4) 名古屋都市センター事業に関すること。

- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

街路計画課

- (1) 街路等に係る都市計画等に関すること。
(2) 自動車専用道路に関すること。
(3) 名古屋高速道路に関すること。
(4) 名古屋高速道路公社に関すること。
(5) 自動車ターミナル及び駅前広場等に関すること。
(6) 駐車場に係る都市計画に関すること。
(7) 鉄軌道等に係る都市計画等に関すること。
(8) 鉄軌道等と道路との立体交差の企画及び調整に関すること。

ウォークブル・景観推進課

- (1) 景観計画及び都市景観形成地区に関すること。
(2) 都市景観の整備に係る調査、企画及び事業に関すること。
(3) 都市景観に係る知識の普及及び市民意識の高揚に関すること。
(4) ウォークブルなまちづくりに係る調査及び企画に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(5) 地域のまちづくりの支援等に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(6) 屋外広告物に係る調査及び企画に関すること。
(7) 屋外広告物の規制及び誘導に関すること。
(8) 広告・景観審議会に関すること。

交通企画・モビリティ都市推進課

- (1) 総合交通に係る企画及び調整に関すること。
(2) 地域公共交通に係る企画及び調整に関すること。
(3) その他広域交通に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(4) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
(5) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
(6) 路外駐車場の監督に関すること。
(7) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
(8) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
(9) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業（他局室部課の主管に属するものを除く。）に係る企画及び経営の管理に関すること。

(10) 交通問題調査会に関する事。

交通事業推進課

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関する事。
- (2) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関する事。

営繕部

企画保全課

- (1) 営繕施策に係る調査研究、企画及び調整に関する事。
- (2) 営繕業務に係るDXの推進に関する事。
- (3) 市設建築物等の調査、設計及び施工の計画及び調整に関する事（市営住宅及び定住促進住宅並びにこれらに関連する施設（以下「市営住宅等」という。）の修繕に関するものを除く。）。
- (4) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関する事。
- (5) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の耐震対策に係る調査及び実施計画に関する事。
- (6) 市設建築物等の省エネルギー対策に関する事。
- (7) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の工事に係る事務の処理その他部内他課の事務手続に関する事。
- (8) 部内他課の主管に属しない事。

営繕課

- (1) 市設建築物等（市営住宅等及び教育施設を除く。）の調査、設計及び施工に関する事（設備課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市設建築物等の用地の調査、測量及び土木工事に関する事。
- (3) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関する事。

住宅・教育施設課

- (1) 市営住宅等及び教育施設に係る調査、設計及び施工（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）に関する事（設備課の主管に属するものを除く。）。

設備課

- (1) 市設建築物等の機械、給排水、衛生及びガスの設備（以下「機械設備等」という。）並びに電気設備に係る調査、設計及び施工に関する事（市営住宅等の修繕に関するも

のを除く。) 。

- (2) 市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。

建築指導部

建築指導課

- (1) 建築基準法の施行に関すること（建築審査課及び建築安全推進課の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 建築物の環境配慮等の促進に関すること（環境局の主管に属するものを除く。) 。
- (3) 建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関すること。
- (4) 建築相談に関すること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

開発指導課

- (1) 開発行為の規制その他の都市計画制限及び都市計画事業制限（市街地開発事業に係るものを除く。) に関すること。
- (2) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規制等に関すること。
- (3) 開発審査会に関すること。

建築審査課

- (1) 建築基準法による確認及び検査に関すること。
- (2) 建築物に係る福祉都市環境整備の推進に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。) 。
- (3) 建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。
- (4) 建築基準法による仮使用の認定に関すること。
- (5) 愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に係るものを除く。) に関すること。
- (6) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。
- (7) 租税特別措置法による優良住宅等の認定に関すること。
- (8) 建築基準法上の指定確認検査機関に関すること。
- (9) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (10) 局所管の建築に関する事業の建築基準法への適合性についての局内他部課からの相談に関すること。
- (11) 建築基準法に係るDXの推進に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。) 。

建築安全推進課

- (1) 建築基準法上の定期報告に関すること。
- (2) 名古屋市地下街建築基準条例による認定に関すること。
- (3) 建築物の防災指導その他防災対策（臨海部防災区域に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 違反建築物の監察等に関すること。
- (5) 建築物等の安全対策に関すること。
- (6) 建築基準法上の定期報告に係るDXの推進に関すること。

住宅部

住宅企画課

- (1) 住宅施策の調査企画に関すること。
- (2) 民間住宅の助成に関すること。
- (3) 居住支援の促進に関すること。
- (4) マンション施策の推進に関すること。
- (5) 若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。
- (6) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅整備課及び住宅管理課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

住宅整備課

- (1) 市営住宅等の整備計画及び整備に係る局長の指定する手続等に関すること。
- (2) 市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 市営住宅の建替えに関すること。
- (4) 千種台ふれあいタウンの整備に関すること。
- (5) 名城地区の住宅整備に関すること。
- (6) 市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。
- (7) 市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること（住宅管理課の主管に属するものを除く。）。

住宅管理課

- (1) 市営住宅等の管理の総括に関すること。
- (2) 市営住宅等に係る収入に関すること。
- (3) 市営住宅の高額所得者等に対する明渡しの指導に関すること。

- (4) 市営住宅等の不適正居住等の是正措置に関する事。
- (5) 市営住宅等の家賃、使用料等の支払又は市営住宅等の明渡しの請求に係る訴訟、調停等に関する事。
- (6) 市営住宅等の管理に係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関する事。
- (7) 住宅地区改良事業に関する事。

市街地整備部

市街地整備課

- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業(以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。)の施行及び施行に係る連絡調整に関する事(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)
- (2) 土地区画整理事業等に係る残存事務のうち局長が指定するものの処理に関する事。
- (3) 土地区画整理事業の認可、指導監督及び助成に関する事。
- (4) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関する事。
- (5) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限に関する事。
- (6) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関する事。
- (7) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関する事(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)
- (8) 大曾根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関する事。
- (9) 部内他課公所の主管に属しない事。

名古屋競馬場跡地開発推進課

- (1) 名古屋競馬場跡地開発の推進に関する事。

耐震化支援課

- (1) 建築物等の耐震対策に関する事(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)

まちづくり企画部

まちづくり企画課

- (1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関する事(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)
- (2) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関する事(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)
- (3) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関する事

と。

- (4) 国土利用計画法の施行に関すること。
- (5) 土地利用審査会に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

名港開発振興課

- (1) 港及びその周辺地区における総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 港及びその周辺地区における開発及び整備の推進に関すること。
- (3) 名古屋港管理組合の負担金に関すること。
- (4) 名古屋港管理組合との連絡調整に関すること。

都心まちづくり部

都心まちづくり課

- (1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 都心部における開発及び整備の事業推進に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 都心部における民間再開発等に係る調整に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 民間施行の市街地再開発事業等の認可及び指導監督に関すること。
- (5) 民間再開発等に係る助成に関すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

リニア関連・名駅周辺開発推進課

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (4) ささしまライブ24総合整備事務所に関すること。

名駅ターミナル整備課

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。

緑政土木局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 局所管車両に関すること。
- (4) 業務委託等の契約に関すること。
- (5) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 道路、河川、公園等に係る総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
- (3) その他局長の特命による事務事業に関すること。
- (4) 局の主管に属する外郭団体に関すること。
- (5) 土木事務所に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 局内の予算決算に関すること。

技術指導課

- (1) 局長の指定する工事等の検査に関すること。
- (2) 工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。
- (3) 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。
- (4) DXの推進に関すること。
- (5) 局所管事業に係る事務電算化に関すること。
- (6) 建設副産物処理対策に関すること。
- (7) 建設コスト縮減対策に関すること。
- (8) 局所管事業に係る総合評価落札方式に関すること。
- (9) 緑政土木局テクニカルセンター事業に関すること。

路政部

道路管理課

- (1) 道路の監察及び監理に関すること。
- (2) 道路の占用許可及び道路に関する工事の承認に関すること（道路利活用課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

用地管理課

- (1) 局所管未利用土地の管理及び処分に関すること。
- (2) 未登記土地の調査及び処理に関すること。

- (3) 寄附、売払い、交換等に係る登記に関する事。
- (4) 局所管の代替地等の有効活用に関する事。
- (5) 局所管の用地取得に伴う代替地のあつせんその他の生活再建措置に関する事。
- (6) 局所管の用地取得に係る企画及び調整に関する事。
- (7) 事業収束に係る用地取得の調整に関する事。
- (8) 土地収用に関する事。
- (9) 損失補償基準の確立のための調整に関する事。
- (10) 工事の施行に伴う補償の調整に関する事。
- (11) 局長の指定する用地取得に係る検査に関する事。
- (12) 局所管事業の用地の取得に伴う土地の調査及び評価に関する事。

自転車利用課

- (1) 自転車利用に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 自転車駐車対策に関する事。
- (3) 道路附属物自動車駐車場に関する事。
- (4) 自転車通行空間の整備に関する事。

道路利活用課

- (1) 道路の利活用に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 道路の認定、変更及び廃止に関する事。
- (4) 道路関係財産の管理に関する事。
- (5) 他道路管理者その他関係機関等との道路に係る協定及び連絡調整に関する事。
- (6) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関する事。

測量調査課

- (1) 道路、河川、公園等の境界測量に関する事。
- (2) 国土調査法に基づく地籍調査に関する事。
- (3) 市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関する事。

道路部

道路建設課

- (1) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において

同じ。)に係る事業計画の策定に関すること。

- (2) 道路の新設及び改良の工事にすること。
- (3) 電線類の地中化にすること。
- (4) 道路の立体交差の新設及び改良の工事にすること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

橋梁施設課

- (1) 橋りょうの事業計画にすること。
- (2) 橋りょうの新設及び改良の工事にすること。
- (3) 橋りょうの維持修繕にすること。
- (4) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に係る事業計画の策定にすること。
- (5) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事にすること。
- (6) 局長の指定する大規模な土木施設の維持修繕にすること。

道路維持課

- (1) 道路及び道路の附属物の維持修繕にすること。
- (2) 道路の清掃にすること。
- (3) 交通安全施設の新設及び改良の工事にすること。
- (4) 道路掘削跡復旧にすること。
- (5) 道路の舗装工事及び受託に係る道路の舗装工事にすること。
- (6) 道路の環境整備（緑道にあっては、道路部所管の土木施設の基盤整備に限る。）にすること（自転車利用課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 土木事務所の庁舎営繕にすること。

用地補償課

- (1) 局所管事業の用地の取得及び補償にすること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 局所管事業の工事の施行に伴う補償にすること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局所管事業の用地の取得に伴う建物等の調査及び評価にすること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 局所管事業の工事の施行に伴う補償の調査及び評価にすること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。

河川部

河川管理課

- (1) 河川、水路等の設置、変更及び廃止に関すること。
- (2) 河川、水路等に係る財産の管理に関すること。
- (3) 河川、水路等の監察及び監理に関すること。
- (4) 河川、水路等の占用及び使用の許可並びに河川、水路等に関する工事の承認に関すること。
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関すること。
- (6) 公有水面埋立法に基づく許可に関すること。
- (7) 採石法に基づく認可に関すること。
- (8) 砂利採取法に基づく認可に関すること。
- (9) 土取り、埋立て等の行為の指導に関すること。
- (10) 河川、水路等の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 土砂災害警戒区域等の指定に係る連絡調整に関すること。
- (12) 部内他課公所の主管に属しないこと。

河川計画課

- (1) 治水事業の基本計画に関すること。
- (2) 河川、水路等の浄化及び環境整備に係る基本計画に関すること。
- (3) 河川、水路等に係る他河川管理者その他関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 特定構造物改築事業等に係る連絡調整に関すること。
- (5) 流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置に関すること。
- (6) 河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関すること。

河川工務課

- (1) 河川、水路等（農政部の主管に属するものを除く。）の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関すること。
- (2) ポンプ施設からの排水の管理に関すること。
- (3) 河川の浄化及び環境整備（河川部所管施設に係る緑道の整備を含む。）に係る事業の実施に関すること。
- (4) 水防計画並びに水防施設等の設置及び管理に関すること。
- (5) ポンプ施設管理事務所に関すること。

農政部

都市農業課

- (1) 農業委員会及び農業関係諸団体に関すること。
- (2) 農地振興に関すること。
- (3) 都市農業の振興に関すること。
- (4) 生産緑地に関すること。
- (5) 地域計画及び農地の利用の集積に関すること。
- (6) 農業用の水路等（市街化調整区域内に限る。）、道路その他の施設に関すること。
- (7) 土地改良事業に関すること。
- (8) 農産物の増産奨励及び生産指導に関すること。
- (9) 米穀の生産調整に関すること。
- (10) 地産地消の推進に関すること。
- (11) 市民が農業に親しむ機会の増進に関すること。
- (12) 市民農園に関すること。
- (13) 有害鳥獣の捕獲等の許可に関すること。
- (14) 野鳥の保護に関すること。
- (15) 森林の保護に関すること。
- (16) 林業及び水産業に関すること。
- (17) 畜産技術の研究及び指導に関すること。
- (18) 家畜の生産奨励及び生産指導に関すること。
- (19) 家畜（愛玩用動物を除く。）の防疫に関すること。
- (20) 農業センターに関すること。
- (21) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関すること。
- (22) 野鳥観察館に関すること。
- (23) その他農畜産業に関すること。

緑地部

緑地管理課

- (1) 都市公園の設置及び管理に関すること。
- (2) 東山総合公園に関すること。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

緑地利活用課

- (1) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関すること。
- (3) 鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。
- (4) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。

緑地維持課

- (1) 公園及び緑地の維持修繕に関すること。
- (2) 街路樹及び街園の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関すること。
- (3) その他緑化工事に関すること。
- (4) 緑化率の規制に係る指導、審査及び監察その他民有地緑化に関すること。
- (5) 公共施設等の緑化の指導に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区に係る調査及び調整に関すること。
- (7) 特別緑地保全地区内における行為の制限に関すること。
- (8) 風致地区内における行為の制限に関すること。

緑地事業課

- (1) 緑のまちづくり施策に関すること（緑地利活用課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 緑の基本計画に関すること。
- (3) 公園及び緑地の新設及び改良の工事に関すること。
- (4) 緑道の整備（道路部及び河川部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 公園及び緑地の事業推進に関すること（緑地維持課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下緑地事業課の項において同じ。）用地の取得及び補償に関すること。
- (7) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
- (8) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。
- (9) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。
- (10) 東山動植物園の再生に係る連絡調整に関すること。
- (11) 緑の審議会に関すること。

(令2規則49・令2規則81・令2規則82・令2規則91・令2規則92・令2規則103・
令2規則128・令3規則41・令3規則98・令4規則38・令4規則74・令4規則84・
令4規則92・令4規則117・令5規則37・令5規則61・令5規則101・令6規則1・
令6規則47・令7規則38・一部改正)

第3条 特別又は緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず事務を処理させることができる。

第4条 削除

(令6規則1)

第5条 局に局長、室に室長、部に部長、課に課長、別に定めるところにより課に課長補佐を置く。

2 次表の左欄に掲げる局に同表の右欄に掲げる担当局長を置く。

総務局	担当局長（企画調整）、担当局長（市立大学）
財政局	担当局長（契約監理）、担当局長（税務）
環境局	担当局長（環境都市推進）
健康福祉局	担当局長（地域共生社会推進）、担当局長（医務）、担当局長（医療政策）
子ども青少年局	担当局長（子ども未来企画）
住宅都市局	担当局長（都市整備）、担当局長（まちづくり推進）
緑政土木局	担当局長（道路・河川）

3 防災危機管理局及び市長室に次長を置く。

4 第8条に規定するところにより局室に担当部長を、第9条に規定するところにより局室又は部に担当課長を置く。

5 特に必要があるときは、局室に局室付担当局長、局室付担当部長、局室付担当課長又は局室付課長補佐を置くことができる。

6 第2項又は第4項の規定により置く組織については、別に定めるところにより総務局長が付した廃止予定時期に廃止するものとする。

(令2規則49・令2規則108・令2規則128・令3規則10・令3規則41・令4規則38・令5規則37・令6規則1・令6規則47・一部改正)

第6条 局長、室長、部長、課長及び課長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当局長（企画調整）は、上司の命を受けて市長の指示する重要事項の企画及び総合調

整を行い、総務局企画部、総合調整部及びアジア・アジアパラ競技大会推進部所属職員を指揮監督する。

- 3 担当局長（市立大学）は、上司の命を受けて公立大学法人名古屋市立大学に係る重要事項の企画及び調整を行い、総務局市立大学部所属職員（担当部長（市立大学病院）を含む。）を指揮監督する。
- 4 担当局長（契約監理）は、上司の命を受けて契約に関する事務を監理し、財政局契約部所属職員を指揮監督する。
- 5 担当局長（税務）は、上司の命を受けて税務に関する事務及び市の債権管理に係る企画及び調整に関する事務を掌理し、財政局税務部及び市税事務所所属職員を指揮監督する。
- 6 担当局長（環境都市推進）は、上司の命を受けて環境保全に関する事務並びに環境都市の推進に係る重要事項の企画及び調整を行い、環境局環境企画部及び地域環境対策部所属職員を指揮監督する。
- 7 担当局長（地域共生社会推進）は、上司の命を受けて地域共生社会の推進に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の職員を指揮監督する。
- 8 担当局長（医務）は、上司の命を受けて市民の健康に関する重要施策を総括し、健康福祉局健康部、生活衛生部及び衛生研究所所属職員（担当部長（看護師確保に係る特命事項の処理）、担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）、担当部長（健康危機管理）及び担当部長（医療連携推進）を含む。）を指揮監督する。
- 9 担当局長（医療政策）は、上司の命を受けて医療政策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の職員を指揮監督する。
- 10 担当局長（子ども未来企画）は、上司の命を受けて子どもに関する施策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の職員を指揮監督する。
- 11 担当局長（都市整備）は、上司の命を受けて都市整備に係る重要事項の企画及び調整並びに特命事項の処理を行い、住宅都市局建築指導部、住宅部及び市街地整備部所属職員を指揮監督する。
- 12 担当局長（まちづくり推進）は、上司の命を受けてまちづくり行政に係る重要事項の企画及び調整を行い、住宅都市局まちづくり企画部及び都心まちづくり部所属職員（担当部長（栄開発等）及び担当部長（名駅開発等）を含む。）を指揮監督する。
- 13 担当局長（道路・河川）は、上司の命を受けて道路及び河川に係る重要事項の企画及び調整を行い、緑政土木局路政部、道路部及び河川部所属職員を指揮監督する。
- 14 次長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(令2規則49・令2規則108・令2規則128・令3規則41・令4規則38・令5規則37・令6規則1・令6規則47・令7規則38・一部改正)

第7条 削除

第8条 第5条第4項に規定する担当部長を置く組織、その分担事項及び担当部長の数は、次表のとおりとする。

担当部長を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
防災危機管理局	危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	3
	想定最大規模災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	1
	危機対策・危機管理	1 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。 2 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。	1
総務局	市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1
財政局	資産経営	1 公有財産の総合調整及びアセットマネジメントの推進に関すること。	1
経済局	産業技術・技術革新支援	1 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。 2 イノベーションの創出に係る技術支援に関すること。	1
観光文化交流局	都市魅力・国際都市化	1 都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。	1
環境局	技術	1 ごみ中間処理施設の建設計画の策定に関すること。 2 ごみ中間処理施設の建設及び管理運営に関すること。 3 局長の指定する処分場に関すること。	1

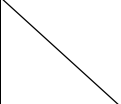
健康福祉局	看護師確保に係る特命事項の処理	1 看護師確保に係る特命事項の処理に関する事 2 局長の指定する医療関係施設に関する事	1
	健康危機管理対応力強化に係る総合調整	1 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る総合調整に関する事。	1
	健康危機管理	1 局長の指定する健康危機管理に関する事。	1
	医療連携推進	1 医療連携の推進に関する事。 2 医療関係施設に係る特命事項の処理に関する事。 3 医療連携に係る特命事項の処理に関する事。 4 前3号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事。	1
子ども青少年局	子ども未来応援	1 ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援に係る事業に関する企画及び調整に関する事。	1
住宅都市局	交通企画・モビリティ都市推進	1 総合交通に係る企画及び調整に関する事。 2 交通施設の管理に関する事。	1
	保全・設備	1 市設建築物等の保全に関する事。 2 建築設備技術に関する事。	1
	栄開発等	1 栄地区における開発及び整備の事業推進に関する事。 2 その他都心部における開発及び整備の事業推進に関する事（名古屋駅周辺地区を除く。）。 3 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関する事。	1
	名駅開発等	1 局長の指定するリニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関する事。 2 局長の指定する名古屋駅周辺地区における開発及	1

		び整備の事業推進に関すること。	
緑政土木局	地域企画・危機管理等	1 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。 2 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関すること。 3 土木事務所に係ること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。 4 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。	1
	技術	1 局所管事業に係る技術事項の指導及び調整等に関すること。	1
	管理	1 道路管理に係る法務に関すること。 2 局所管の用地取得に関すること（道路部及び緑地部の主管に属するものを除く。）。 3 局所管未利用土地の管理及び処分に関すること。 4 自転車駐車対策に関すること。	1
	名城公園・名古屋城整備に係る総合調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る総合調整に関すること。	1
	東山再生に係る総合調整	1 東山動植物園の再生に係る総合調整に関すること。	1

2 担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督するとともに、局内重要事項について局長を補佐する。

（令2規則49・令2規則108・令3規則5・令3規則41・令3規則66・令4規則38・令5規則37・令6規則1・令6規則47・令7規則38・一部改正）

第9条 第5条第4項に規定する担当課長を置く組織、その分担事項及び担当課長の数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
防災危機管理局	 防災啓発・人材育成等	1 職員及び市民の防災意識の普及啓発に関すること。	1

		2 地域強靱化に係る人材育成の推進に関するこ と（危機対策課の主管に属するものを除く。）。 3 被災者支援に係る企画及び調整に関するこ と。 4 局長の指定する防災に係る企画及び総合調整 に関するこ と。	
	危機管理に係 る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関するこ と。 2 危機管理に係る施策の推進に関するこ と。	33
	想定最大規模 災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る 連絡調整に関するこ と。	4
	危機対策に係 る総合調整	1 局長の指定する災害対策本部等の運営の総括 に関するこ と。 2 局長の指定する防災訓練に関するこ と。 3 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体と の連携の推進に関するこ と。 4 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な 推進に関するこ と。	1
	危機管理・広域 連携	1 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に 関するこ と。 2 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進 に関するこ と。 3 その他広域にわたる危機管理に関する企画及 び総合調整に関するこ と。 4 東日本大震災の被災地支援等に関するこ と。	1
	初動対応	1 危機管理に係る初動対応に関するこ と。	3
	災害時保健医 療体制の強化 に係る調整	1 災害時保健医療体制の強化に係る調整に関す るこ と。	1
	要配慮者対策	1 局長の指定する要配慮者対策の推進に関する 企画及び総合調整に関するこ と。	1
市長室	秘書事務に係 る特命事項の	1 秘書事務に係る特命事項の処理に関するこ と。	1

		処理		
総務局		治安に係る特命事項の処理	1 治安に係る特命事項の処理に関する事。	2
	行政DX 推進部	組織定員	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関する事。	1
			2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関する事。	
		DXの推進	3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関する事。	1
			4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関する事。	
	職員部	人材確保・育成	5 局長の指定する行政組織に関する事。	1
			6 局長の指定する職員の定員管理に関する事。	
			1 局長の指定するDXの推進に関する事。	
			2 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。	
	職員部	メンタルヘルス・保健指導	1 人材の確保に関する事。	1
			2 局長の指定する人材育成の総合的な企画及び推進に関する事。	
			3 局長の指定する職員の研修その他の能力開発に関する事。	1
			4 局長の指定する市民サービス改善及び業務改善に関する事。	
	企画部	企画・水に係る施策の調整	1 職員の心の健康保持増進に関する事。	1
			2 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関する事。	
			1 東海各県との連絡調整に関する事。	
			2 SDGsの推進に係る調整に関する事。	
			3 水に係る施策の調整に関する事。	
			4 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事。	

	シティプロモーション推進	1 シティプロモーション推進に関すること。	1
総合調整部	調整	1 局長の指定する重要事項の総合調整に関すること。 2 局長の指定する特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。 3 その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。	1
	公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1
アジア・アジアパラ競技大会推進部	事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。 3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	5
	名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整	1 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	1
	競技会場に係る連絡調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る連絡調整に関すること。	1
	瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関すること。	1
	アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整	1 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。	1
		2 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。 3 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の	

			計画等に関すること。 4 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。 5 局長の指定する名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	
	市立大学部	市立大学に係る特命事項の処理	1 市立大学に係る特命事項の処理に関すること。	1
		市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1
財政局	財政部	財源対策	1 財源の確保対策に関すること。	1
		財政健全化等	1 財政健全化の推進に関すること。 2 予算編成方法の改善に関すること。	1
		資産経営	1 局長の指定するアセットマネジメントの推進に関すること。 2 局長の指定する公有財産の活用に関すること。	1
		資産経営の推進	1 資産経営に係る施策の推進に関すること。 2 資産経営の推進に係る連絡調整に関すること。	19
	契約部	公正入札確保	1 公正な入札の確保に係る対策に関すること。	4
	税務部	定額減税補足給付金	1 定額減税補足給付金の支給に係る調整に関すること。	1
		固定資産評価審査委員会事務等	1 固定資産評価審査委員会に関すること。 2 市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。 3 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。	1
		税務事務のデジタル化の推	1 税務事務のデジタル化の推進に係る特命事項の処理に関すること。	1

		進・事務改善	2 税務事務の改善に係る企画及び調整に関する こと。	
スポーツ 市民局	地域振興 部	区役所の庁舎 営繕等	1 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎 営繕等に係る企画及び調整に関すること。	1
		区役所庁舎関 連施設整備等	1 局長の指定する区役所庁舎に関連する施設の 整備に関すること。	1
		空家等対策の 推進に係る企 画調整等	1 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関す ること。	1
			2 空家等対策の推進に関する特別措置法による 措置等に関すること。	
			3 町を美しくする運動に関すること。	
			4 局長の指定する地域コミュニティ活性化推進 に係る企画及び調整に関すること。	
	人権施策 推進部	同和問題等	1 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関 すること。	1
			2 同和問題の解決に向けた施策の推進に関する こと。	
			3 犯罪被害者等支援に関すること。	
			4 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調 整に関すること。	
			5 文化センターに関すること。	
		新たな人権施 策に係る企画 調整	1 新たな人権施策に係る企画及び調整に関する こと。	1
	市民生活 部	安心・安全で快 適なまちづく りの推進	1 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企 画及び調査並びに連絡調整に関すること。	9
		生活安全対策 に係る連絡調 整	1 生活安全対策の企画及び調査に関すること。	1
			2 生活安全対策に係る連絡調整その他特命事項 に係る調整に関すること。	
		交通安全対策	1 交通安全計画の策定及び改定に関すること。	1

		に係る連絡調整	2 交通安全運動に関すること。 3 交通安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。	
	スポーツ推進部	スポーツ医・科学等に係る企画調整	1 スポーツ医・科学等に係る企画及び調整に関すること。	1
		瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。 2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。	1
		アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等	1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。 2 スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。	1
		アジア・アジアパラ競技大会によるスポーツ機運醸成	1 アジア・アジアパラ競技大会によるスポーツの機運醸成に関すること。 2 局長の指定するスポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関すること。	1
		アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整	1 アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。	1
経済局	産業労働部	産業振興に係る特命事項の処理	1 産業振興に係る特命事項の処理に関すること。	1
		金融等	1 中小企業に対する資金の融資に関すること。 2 中小企業金融の相談に関すること。 3 創業支援に関すること（スタートアップ支援課の主管に属するものを除く。）。 4 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 5 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋	1

			屋市小規模事業金融公社に関すること。	
商業・流通部	大店立地	1	大規模小売店舗の立地に関すること。	1
		2	大規模小売店舗立地審議会に関すること。	
	プレミアム付商品券	1	プレミアム付商品券に関すること。	1
	市場整備推進	1	局長の指定する中央卸売市場の整備の推進に関すること。	1
イノベーション推進部	産業技術支援	1	局長の指定する次世代産業の振興及び調査研究に関すること。	1
		2	産学官連携による研究開発の推進に関すること。	
		3	サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。	
		4	工業研究所に関すること。	
	技術革新支援	1	局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。	1
		2	企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。	
	起業家人材育成	1	起業家人材の育成に関すること。	1
		2	局長の指定するスタートアップの振興に関すること。	
	企業誘致に係る特命事項の処理	1	局長の指定する企業誘致の推進に関すること。	1
観光文化交流局	観光交流部	観光に係る受入環境の整備	1 観光に係る受入環境の整備等に関すること（国際交流課の主管に属するものを除く。）。	1
		観光プロモーション・まつり	1 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。	1
		観光に係る名古屋城の活用	1 観光に係る名古屋城の活用に関すること。	1
		都市魅力の発	1 局長の指定する観光の推進及び都市魅力の発	1

		信に係る特命事項の処理	信に関すること。	
		多文化共生・国際貢献	1 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 外国人留学生に関すること。	1
		MICE推進に係る特命事項の処理	1 MICE推進に係る特命事項の処理に関すること。	1
		MICE施設に係る企画調整	1 国際展示場及び国際会議場に関すること。	2
		MICE誘致強化	1 見本市・展示会等の誘致及び開催支援に関すること。	1
	文化歴史まちづくり部	文化施設に係る企画調整等	1 局長の指定する文化施設に係る企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する文化施設の整備に関すること。	2
環境局	環境企画部	環境教育	1 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。 2 なごや環境大学の推進に関すること。 3 環境学習センターの運営に関すること。	1
		生物多様性に係る企画調整	1 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 2 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。 3 生物多様性の主流化の推進に関すること。 4 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。 5 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	1
		生物多様性の保全	1 生物多様性の保全に係る施策の推進に関すること。 2 なごや生物多様性センターの運営に関するこ	1

		と。	
	地域脱炭素施策の推進	1 地域脱炭素施策の推進に関する事	1
地域環境対策部	環境影響評価・化学物質	1 環境影響評価制度の実施に関する事 2 環境影響評価審査会に関する事 3 化学物質の適正管理及び排出抑制に関する事 4 土壌汚染及び地下水汚染の防止に関する事 5 ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染の防止に関する事	1
事業部	路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等	1 路上禁煙に係る事業の調整及び推進に関する事 2 ごみの散乱防止に関する事 3 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関する事 4 ごみの排出指導に関する事（資源循環推進課の主管に属するものを除く。） 5 作業用自動車に関する事 6 局長の指定する収集等に係る事業の調整に関する事	1
	住居の不良堆積物対策の推進	1 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関する事	6
施設部	処分場確保	1 処分場の確保及び局事業用地の取得に関する事	1
	処分場建設	1 処分場の建設計画に関する事 2 処分場の建設工事及び整備工事（処分場の主管に属するものを除く。）の設計及び施工に関する事 3 埋立処分技術に関する事	1
	建設計画	1 ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進の	1

健康福祉局			総括に関すること。	
		猪子石工場大規模改修	1 猪子石工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。	1
		南陽工場設備更新	1 南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。	1
		鳴海工場大規模改修	1 鳴海工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。	1
		鳴海・北名古屋工場運営調整	1 鳴海工場及び北名古屋工場の運営に係る調整に関すること。	1
		システム標準化	1 福祉総合情報システムの標準化に関すること。 2 福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること。	1
		DXの推進	1 DXの推進に関すること。	1
	地域共生推進部	包括的支援の推進に係る企画調整	1 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。 2 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。	1
		バリアフリーの推進	1 バリアフリーの推進に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。	1
		バリアフリー整備に係る企画調整	1 バリアフリー整備に係る企画及び調整に関すること。	1
		低所得世帯に対する給付金	1 低所得世帯に対する給付金に関すること。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。	1
	高齢福祉部	地域包括ケアの推進	1 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。 3 高齢者虐待の防止及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）に関すること。 4 地域包括支援センター及び介護予防の推進（局内他部課の主管に属するものを除く。）に関する	1

		ること。	
	持続可能な敬老パス制度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1
	要介護認定	1 要介護認定等に関すること。 2 介護認定審査会に関すること。 3 要介護認定等に係る訪問調査の委託に関する こと。 4 主治の医師に対する意見書料の支払に関する こと。	1
	厚生院に係る 連絡調整	1 厚生院に係る連絡調整に関すること（医療連携 推進課の主管に属するものを除く。）。	1
	事業者指定	1 高齢者に係る福祉施設の設置の計画、認可及び 運営に関すること（高齢福祉課の主管に属する ものを除く。）。 2 介護保険施設の指定又は許可に関すること。 3 介護保険法により指定する事業者（高齢福祉課 の主管に属するものを除く。）の指定に関する こと。 4 指定特別給付事業者の指定に関すること。 5 有料老人ホームの届出に関すること。	1
	事業者指導	1 介護保険の保険給付に関すること。 2 高齢者に係る福祉施設の運営に関すること（高 齢福祉課の主管に属するものを除く。）。 3 介護保険法により指定する事業者（高齢福祉課 の主管に属するものを除く。）、介護保険施設 及び介護支援専門員の指導監督に関すること。 4 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並 びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導 助言に関すること。 5 有料老人ホームの指導監督に関すること。	1

障害福祉部	障害者差別解消	1 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。	1
	アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整	1 アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。	1
	精神障害者福祉	1 精神障害者の福祉に関すること。	1
	総合リハビリテーションセンターに係る企画調整	1 総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整に関すること。	1
	事業者指導	1 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督に関すること。	1
	障害者の地域生活支援・就労支援の推進	1 障害者の地域生活支援に関すること。 2 障害者の就労支援に関すること。	1
生活福祉部	援護事業・保護施設	1 住居のない者の援護に関すること。 2 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。 3 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。 4 日常生活支援住居施設の認定に関すること。	1
	システム標準化に係る調整	1 生活保護システムの標準化に関すること。	1
	困窮者支援に係る連絡調整	1 生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整に関すること（地域共生推進課の主管に属するものを除く。）。	1
	保険年金システム再構築等	1 保険年金システムの再構築に関すること。 2 国民健康保険及び国民年金システムに係る調	1

		整に関すること。	
	収納対策	1 国民健康保険の保険料の収納に関すること。	1
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。	1
健康部	看護師確保に係る特命事項の処理	1 看護師確保に係る特命事項の処理に関すること。	1
	医務指導	1 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関すること。 2 局長の指定する保健事業の総括に関すること。	1
	災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整	1 局長の指定する災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。	1
	健康危機管理	1 局長の指定する健康危機管理に関すること。	5
	救急対策等	1 救急対策等に係る調整に関すること。	1
	予防接種	1 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。	1
	新興再興感染症対応力強化に係る調整	1 局長の指定する新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。	2
	がん対策・食育推進等	1 がん対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 3 局長の指定する健康づくり事業に関すること。	1
	公衆衛生看護	1 局長の指定する公衆衛生看護に関すること。	1
	精神保健・いのちの	1 局長の指定する精神保健に関すること。	1

		ちの支援	2 自殺対策に関すること。 3 精神保健福祉審議会に関すること。	
		ひきこもり支援に係る連絡調整	1 ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること（地域共生推進課の主管に属するものを除く。）。	1
		医療関係施設に係る特命事項の処理	1 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。	3
		医療連携に係る特命事項の処理	1 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。	1
	生活衛生部	八事斎場再整備	1 八事斎場の再整備に関すること。	1
		旅館業等の許可指導に係る企画調整	1 旅館業等の許可指導に係る企画調整に関すること。	1
		動物愛護管理・検査業務管理	1 動物の愛護等に関すること。	1
子ども青少年局		監査指導	1 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関すること。 2 局長の指定する監査に関すること。	1
		子ども未来応援	1 ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。	1
		調整	1 局長の指定する次世代育成支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。	2
	子育て支援部	母子保健	1 母子保健等に係る企画及び調整に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。	1
		施設の整備・民間移管等	1 市立の児童福祉施設等の整備に関すること。 2 局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間	1

		移管等に関する事 3 部の所管する施設に係る連絡調整に関する事 と。	
	児童虐待対策 に係る企画調 整	1 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合 調整に関する事。 2 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等 との連絡調整に関する事。	1
	女性福祉	1 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の 自立支援に係る相談及び援助の総括に関する事。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律による相談その他の援助に関する 事。 3 前2号に掲げる事項に係る経理に関する事。	1
	障害児・発達支 援	1 障害児の療育等に関する事（健康福祉局の主 管に属するものを除く。）。 2 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関 する事。 3 障害児に係る施設の認可及び運営に関する事 と。 4 発達障害児者の支援に関する事（他局室部課 の主管に属するものを除く。）。 5 医療的ケア児の支援に関する事（他局室部課 の主管に属するものを除く。）。 6 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に 関する事。 7 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査 及び運営に関する事。 8 地域療育センターに関する事。	1
保育部	教育・保育施設 に係る企画調	1 局長の指定する待機児童対策に関する事。 2 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保	1

	整	育事業等の設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。 5 私立学校に関すること（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関することに限る。）。	
	教育・保育施設における多様な保育等の推進	1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者における多様な保育等の推進に関すること。 2 乳児等通園支援事業の企画、調整並びに設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。	1
	指導・監査	1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）、特定地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。 3 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。	1
	保育所の民間移管・改修等	1 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関すること。 2 局長の指定する市立の保育所の改修等に関すること。	2

		保育事業	1 保育事業の指導に関すること。 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設の職員等の研修に関すること。 3 認可外保育施設の指導に関すること。	1
		幼保連携型認定こども園	1 認定こども園の指導に関すること。	1
	子ども未来企画部	子どもの権利擁護に係る企画調整	1 子どもの権利擁護に係る企画及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。	1
		子ども等の支援の推進	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。	1
		児童福祉システム標準化に係る調整	1 児童福祉システムの標準化に係る調整に関すること。	1
		放課後事業に係る企画調整	1 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する放課後事業に係る待機児童対策に関すること。 3 トワイライトルームに関すること。 4 留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）	2
	住宅都市局	企画調整	1 局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。 2 局事務事業に係る広報の総括に関すること。	2
	都市計画部	防災・都市施策	1 市街地復興計画に関すること。 2 その他都市防災に関すること。 3 長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。 4 居住誘導区域外等の区域内における建築等の	1

		届出等に関する事。	
	三の丸まちづくり	1 三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関する事。	1
	自動車専用道路	1 自動車専用道路に関する事。 2 名古屋高速道路に関する事。 3 名古屋高速道路公社に関する事。	1
	駐車場のあり方検討	1 駐車場の企画、設置及び管理運営に関する事。 2 路外駐車場の監督に関する事。 3 建築物の駐車施設の附置の特例に関する事。	1
	ガイドウェイバス次期車両更新等	1 ガイドウェイバスに係る次期車両の更新等に関する事。 2 ガイドウェイバスに係る走行路の改修に関する事。	1
営繕部	保全・省エネルギー	1 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関する事。 2 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の機械設備等及び電気設備の耐震対策に係る調査及び実施計画に関する事。 3 市設建築物等の省エネルギー対策に関する事。	1
	アセットマネジメントの推進	1 アセットマネジメントの推進に関する事。	1
	民間活力による施設整備の推進	1 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関する事。	1
	区役所整備に係る連絡調整	1 区役所の整備に係る連絡調整に関する事。	2
	教育施設建設	1 教育施設に係る調査、設計及び施工に関する事	1

		と。	
	特定設備	1 局長の指定する市設建築物等の機械設備等及び電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。 2 局長の指定する市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。	1
建築指導部	建築相談	1 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。 2 建築に関する一般相談に関すること。 3 日影による建築物の高さの特例許可に関すること。	1
	盛土等の規制	1 土石の堆積の規制等に関すること。	1
住宅部	子育て住環境整備等	1 若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。 2 その他住宅施策に関すること。	1
	整備計画等	1 市営住宅等の整備計画に関すること。 2 名城地区の住宅の整備計画に関すること。 3 市営住宅の耐震対策に関すること。 4 民間の活力を活用した市営住宅の整備に関すること。	1
	不適正居住対策	1 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。 2 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。 3 市営住宅等に係る強制執行に関すること。	1
	改良住宅管理等	1 改良住宅の管理に関すること。 2 住宅地区改良事業に関すること。	1
	市街地整備部		
	志段味総合整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。 2 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。	1
	中志段味事業推進	1 中志段味地区における事業の推進に関すること。	1

	名古屋競馬場跡地における民間開発の調整	1 名古屋競馬場跡地における民間開発の調整に関すること。	1
まちづくり企画部	金山まちづくり	1 金山地区の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること。	1
	金山まちづくりに係る連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関すること。	1
	港関連事業等に係る特命事項の処理	1 港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。 2 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。	1
	金城ふ頭開発	1 金城ふ頭地区の開発に関すること。	2
都心まちづくり部	都心まちづくりに係る企画調整	1 局長の指定する都心部のまちづくりに係る企画及び調整に関すること。	2
	三の丸まちづくり	1 三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。	1
	栄開発	1 栄地区における開発の事業推進に関すること。	1
	まちづくり調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除く。）の開発及び整備に関すること。 2 局長の指定する名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。	1
	名駅周辺地下公共空間等	1 名古屋駅周辺地下公共空間の整備に関すること。 2 名駅南地区における公共空間の整備に関すること。 3 名駅南地区における民間再開発等に係る調整	1

			に関する事	
		名駅ターミナル事業調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整及び工事に関する事	1
			2 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関する事	
緑政土木局		企画調整	1 道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関する事	1
			2 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関する事	
			3 局資産の有効活用に係る企画及び調整に関する事	
			4 その他局長の特命による事務事業に関する事	
		道路等の危機管理・水防	1 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関する事	1
			2 その他局長の特命による事務事業に関する事	
		技術評価等	1 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関する事	1
			2 局長の指定する大規模な工事等の検査に関する事	
			3 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関する事	
			4 緑政土木局テクニカルセンター事業に関する事	
		DXの推進	1 DXの推進に関する事	1
路政部		自転車通行空間	1 自転車通行空間の整備に関する事	1
			2 局長の指定する自転車対策に係る企画及び調整に関する事	

	都心部自転車対策	1 都心部の自転車対策に係る企画及び調整に関すること。 2 コミュニティサイクルに係る企画及び調整に関すること。	1
	道路の利活用に係る企画調整	1 局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。	1
	リニア関連調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。 2 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する利活用に係る企画及び調整に関すること。 3 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する認定、変更及び廃止に係る技術上の調査及び指導に関すること。 4 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する他道路管理者その他関係機関等との協定及び連絡調整に関すること。	1
	測量	1 局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関すること。 2 局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関すること。 3 局長の指定する区域に係る測量標に関すること。 4 局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関すること。	1
道路部	特定道路建設等	1 局長の指定する電線類の地中化に関すること。 2 局長の指定する道路の立体交差の新設及び改	1

		良の工事に関すること。	
	名駅周辺地下公共空間	1 名古屋駅周辺地下公共空間の新設及び改良の工事に関すること（住宅都市局の主管に属するものを除く。）。	1
	名城公園地下横断歩道	1 名城公園地下横断歩道の新設及び改良の工事に関すること。	1
	安全対策	1 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関すること。 2 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。	1
	特定用地	1 局長の指定する道路事業用地及び街路事業用地の取得及び補償に関すること。 2 局長の指定する道路事業及び街路事業の工事の施行に伴う補償に関すること。	1
河川部	堀川総合整備	1 堀川総合整備に係る調査及び企画に関すること。 2 堀川まちづくりに係る構想の推進に関すること。	1
	流域治水に伴う河川事業の推進	1 流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関すること。	1
	施設管理・調整	1 ポンプ施設の管理に関すること。 2 河川の維持管理に係る計画及び調整に関すること。 3 河川の新設及び改良に係る連絡調整に関すること。	1
農政部	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関すること。 2 第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第6号から第10号まで、第15号及び第16号に掲げること。	1
	農業企画	1 局長の指定する都市農業の振興に関すること。	1

		2 第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第11号から第14号まで及び第17号から第22号までに掲げること。	
緑地部	公園適正利用	1 住居のない者に対する公園の適正な利用の指導に関すること。	1
	施設の運営改善・活用	1 第2条緑政土木局緑地部緑地利活用課の分掌事務中第3号に掲げること。 2 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及び活用に関すること。	1
	みどりの用地	1 公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下同じ。）用地の取得及び補償に関すること。 2 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。 3 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。 4 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。 5 局長の指定する公園及び緑地の事業推進に関すること。 6 公園及び緑地に係る都市計画事業の認可申請に関すること。	1
	名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る連絡調整に関すること。	2

2 前項に定めるもののほか、行政改革を総合的に推進するため、総務局行政DX推進部に行政改革に係る基本的事項の企画及び立案を分担する担当課長（行政改革）を置く。

3 前項の担当課長は、行政改革に関連する課長及び担当課長をもって充てる。

4 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

（令2規則3・令2規則49・令2規則80・令2規則81・令2規則82・令2規則91・令2規則101・令2規則102・令2規則108・令2規則127・令2規則128・令3規則5・令3規則41・令3規則66・令3規則88・令3規則95・令3規則98・令4規

則 5・令 4 規則38・令 4 規則84・令 4 規則92・令 4 規則116・令 4 規則129・令 5
規則37・令 5 規則61・令 5 規則68・令 5 規則69・令 5 規則73・令 5 規則101・令
6 規則 1・令 6 規則47・令 6 規則88・令 7 規則38・一部改正)

第10条 第 5 条第 5 項の職員は、特に命ぜられた事務を行う。

(令 4 規則38・令 5 規則37・一部改正)

第11条 臨時的又は特別な事務を処理するため緊急の必要があるときは、この規則の規定
にかかわらず、内部組織等を別に定めることができる。

(令 3 規則10・追加)

附 則

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

2 名古屋市永年在職市議会議員表彰規則（平成 9 年名古屋市規則第15号）の一部を次の
ように改正する。

〔次のよう〕略

3 名古屋市環境審議会規則（平成 8 年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正す
る。

〔次のよう〕略

4 名古屋市環境影響評価審査会規則（平成11年名古屋市規則第 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

〔次のよう〕略

5 名古屋市屋外広告物審議会規則（昭和32年名古屋市規則第37号）の一部を次のように
改正する。

〔次のよう〕略

6 区における総合行政の推進に関する規則（昭和58年名古屋市規則第61号）の一部を次
のように改正する。

〔次のよう〕略

7 社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正
する。

〔次のよう〕略

8 土木事務所長委任規則（平成 6 年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

9 通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 退隠料等給与規則（昭和23年名古屋市規則第109号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 13 旧共済条例に基づく年金等支給規則（昭和38年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 14 名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 15 名古屋市交通災害共済事業条例施行細則（昭和42年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 16 名古屋市勤労女性センター条例施行細則（昭和49年名古屋市規則第163号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 17 旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 18 名古屋市都市景観条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年規則第143号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第51号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第55号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第93号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第115号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第59号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第72号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第87号）

この規則は、平成15年6月18日から施行する。

附 則（平成15年規則第123号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第130号）

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第132号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第53号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第82号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第136号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第78号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第99号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第166号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第177号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第100号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第139号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第160号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第169号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第99号）

この規則は、平成19年7月7日から施行する。

附 則（平成19年規則第127号）

この規則は、平成19年9月29日から施行する。

附 則（平成19年規則第138号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第153号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第63号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 外郭団体経営評価委員の設置に関する規則（平成18年名古屋市規則第122号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年規則第95号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第99号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第111号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第120号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 東山動植物園再生専門委員の設置に関する規則（平成19年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 土木事務所長委任規則（平成6年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年規則第75号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第92号）

- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年規則第131号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第60号）

- 1 この規則は、平成22年4月1月から施行する。ただし、第2条子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課の項第4号の改正規定は、平成22年5月6日から施行する。
- 2 名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市河川法等施行細則（平成12年名古屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年規則第101号）

この規則は、平成22年6月14日から施行する。

附 則（平成22年規則第106号）

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第115号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第19号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 東山動植物園再生専門委員の設置に関する規則（平成19年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 7 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 13 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 14 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 15 名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行細則（平成16年名古屋市規則第157号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年規則第58号）

この規則は、平成23年5月17日から施行する。

附 則（平成23年規則第62号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第68号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第73号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第93号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第7号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第74号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市とだがわこどもランド条例施行細則（平成8年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 7 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年規則第105号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第115号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第46号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市中心企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市総合社会福祉会館条例施行細則（昭和57年名古屋市規則第111号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年規則第84号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第110号）

この規則中第5条第3項及び第6条の改正規定は平成25年12月16日から、その他の改正規定は平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年1月23日から施行する。

附 則（平成26年規則第35号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年規則第54号）

この規則は、平成26年4月28日から施行する。

附 則（平成27年規則第46号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条住宅都市局建築指導部建築審査課の項第4号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市港防災センター条例施行細則（昭和57年名古屋市規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年規則第105号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第42号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 名古屋市市政資料館条例施行細則（平成元年名古屋市規則第96号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 名古屋国際センター条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 7 名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成8年名古屋市規則第80号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成7年名古屋市規則第79号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 13 名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成6年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 14 名古屋市短歌会館条例施行細則（平成6年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 15 名古屋市東山荘条例施行細則（平成6年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 16 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 17 名古屋国際会議場条例施行細則（平成2年名古屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 18 名古屋能楽堂条例施行細則（平成8年名古屋市規則第122号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年規則第79号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第104号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第44号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第78号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第51号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課の項第7号の改正規定は、同年5月7日から施行する。

- 2 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市長官邸における古紙の持ち去り防止に関する条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年規則第76号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第96号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第42号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条財政局税務部市民税課の項、同部収納対策課の項第1号及び第9条第1項の表財政局税務部固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究の項第2号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第1号）

この規則は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 9 号）

この規則は、令和元年 7 月 10 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の表住宅都市局リニア関連都心開発部栄の項の改正規定は、同月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 24 号）

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 48 号）

この規則は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 64 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 49 号）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則（昭和 58 年名古屋市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 名古屋市情報公開条例施行細則（平成 12 年名古屋市規則第 124 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成 17 年名古屋市規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 79 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

7 名古屋市地区会館条例施行細則（昭和 56 年名古屋市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則（平成17年名古屋市規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則（平成30年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 男女平等参画推進なごや条例施行規則（平成14年名古屋市規則第151号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 13 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年規則第80号）

この規則は、令和2年4月14日から施行する。

附 則（令和2年規則第81号）

この規則は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和2年規則第82号）

この規則は、令和2年5月8日から施行する。

附 則（令和2年規則第91号）

この規則は、令和2年6月18日から施行する。

附 則（令和2年規則第92号）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和2年規則第101号）

この規則は、令和2年8月5日から施行する。

附 則（令和２年規則第102号）

この規則は、令和２年８月11日から施行する。

附 則（令和２年規則第103号）

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附 則（令和２年規則第108号）

この規則は、令和２年９月３日から施行する。

附 則（令和２年規則第127号）

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

附 則（令和２年規則第128号）

- 1 この規則は、令和２年12月14日から施行する。
- 2 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年規則第５号）

この規則は、令和３年２月24日から施行する。

附 則（令和３年規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年規則第41号）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 名古屋市市政資料館条例施行細則（平成元年名古屋市規則第96号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 7 職員に対する児童手当の認定及び支給事務に関する規則（昭和47年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則（平成17年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 10 名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年規則第66号）

この規則は、令和3年5月21日から施行する。

附 則（令和3年規則第88号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第95号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第98号）

この規則は、令和3年12月10日から施行する。

附 則（令和4年規則第5号）

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第38号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年規則第74号）

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

附 則（令和4年規則第84号）

- 1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。
- 2 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年規則第92号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第116号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第117号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第129号）

この規則は、令和4年12月12日から施行する。

附 則（令和5年規則第37号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 名古屋市市政資料館条例施行細則（平成元年名古屋市規則第96号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 7 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 8 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第104号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年規則第61号）

この規則は、令和5年4月21日から施行する。

附 則（令和5年規則第68号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第69号）

この規則は、令和5年6月9日から施行する。

附 則（令和5年規則第73号）

この規則は、令和5年7月6日から施行する。

附 則（令和5年規則第101号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第1号）抄

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

7 公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

8 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

9 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

10 名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

11 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

12 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

13 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第104号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

14 名古屋市職員表彰規則（昭和38年名古屋市規則第113号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

15 職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 16 失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 18 退隠料等給与規則（昭和23年名古屋市規則第109号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 19 旧共済条例に基づく年金等支給規則（昭和38年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 20 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 21 名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 22 名古屋市債権管理条例施行細則（平成24年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 23 名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 24 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 25 名古屋市自動車臨時運行許可規則（昭和26年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 26 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 27 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則（平成30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 28 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）の一

部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 29 名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 30 名古屋市公営企業の主要職員の範囲を定める規則（昭和28年名古屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 31 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 32 名古屋市スポーツ推進委員規則（令和2年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年規則第47号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 名古屋市食の安全・安心条例施行細則（平成20年名古屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年規則第88号）

この規則は、令和6年10月17日から施行する。

附 則（令和7年規則第38号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略